

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令

参照条文

目次

○消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）	1
○消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）（抄）	2
○消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年法律第三百四十六号）（抄）	3
○消防団員の階級の基準（昭和三十九年消防庁告示第五号）（抄）	5

○消防組織法（昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号）（抄）

（消防団員の身分の取扱い等）

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

（非常勤消防団員に対する退職報償金）

第二十五条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

○消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「消防団員等公務災害補償責任共済契約」とは、市町村又は水害予防組合が、この法律の定めるところにより消防団員等公務災害補償等共済基金（以下この章及び次章において「基金」という。）又は指定法人に掛金を支払うことを約し、当該基金又は当該指定法人が、当該市町村又は当該水害予防組合が支払責任を負う消防団員等公務災害補償に関し、当該市町村又は当該水害予防組合に対して、この法律の定めるところにより当該消防団員等公務災害補償に係る非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤の水防団長若しくは水防団員、水防従事者又は応急措置従事者（第十一条第一項において「非常勤消防団員等」という。）に係る療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償又は葬祭補償に要する経費を支払うことを約する契約をいう。

2 この法律において「消防団員退職報償金支給責任共済契約」とは、市町村が、この法律の定めるところにより基金又は指定法人に掛金を支払うことを約し、当該基金又は当該指定法人が、当該市町村が支払責任を負う消防団員退職報償金の支給に関し、当該市町村に対して、この法律の定めるところにより当該消防団員退職報償金の支給に要する経費を支払うことを約する契約をいう。

3 前二項において、「指定法人」とは、消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行う者として総務大臣が指定した者をいう。

（消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結）

第四条 市町村は、消防団員退職報償金の支給の実施のため、基金又は指定法人との間に、総務省令で定めるところにより、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとする。

（基金又は指定法人の支払）

第六条 （略）

2 基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結した市町村であつて、当該契約が締結された日から解除される日までの期間内に退職した非常勤消防団員に係る消防団員退職報償金の支給を行うものに対して、政令で定めるところにより、その請求に基づき、当該非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。

○消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）（抄）

（基金又は指定法人の支払額）

第三条（略）

2 基金又は指定法人が法第六条第二項の規定により市町村に対して支払わなければならない額は、別表に定める額とする。

（掛金の額）

第四条（略）

2（略）

3 市町村の消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額は、各年度について、一万九千二百円に前年度の十月一日現在における市町村の非常勤消防団員の条例定員を乗じて得た額とする。

附則（平成二十六年三月七日政令第五十六号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

別表 消防団員退職報償金支払額表（第三条関係）

団 長	階 級		勤 務 年 数
	五 年 以 上	十 年 以 上	
二二九千円	十 年 未 満	十 五 年 未 満	数
三四四千円	十 五 年 未 満	二 十 年 未 満	
四五九千円	二 十 年 未 満	二 十 五 年 未 満	
五九四千円	三 十 年 未 満	三 十 五 年 未 満	
七七九千円	三 十 五 年 未 満	三 十 九 年 未 満	数
九七九千円	三 十 九 年 未 満	三 十 九 年 未 満	

団 員	部 長 及 び 班 長	副 分 団 長	分 団 長	副 団 長
二〇〇	二〇四	二二四	二二九	二二九
二六四	二八三	三〇三	三一八	三二九
三三四	三五八	三八八	四一三	四二九
四〇九	四三八	四七八	五一三	五三四
五一九	五六四	六二四	六五九	七〇九
六八九	七三四	八〇九	八四九	九〇九

○消防団員の階級の基準（昭和三十九年消防庁告示第五号）（抄）
第一条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。